

## ～弁護士の女房のつぶやき～



◎春になり、我が家の日常が少し変わりました。2番目の子どもが進学のために家を出て一人暮らしを始めたのです。家族がまた1人減り、4人家族になりました（我が家は6人家族）。2月は受験。3月は学校が決まり、入学と一人住まいのための準備でてんてこ舞い。4月は入学式。と、慌ただしい時期が過ぎ、一人少ないと食事や茶碗の量も減って楽だなー、思っていたものの、だんだん日にちがたってくるとなんだか生活が物足りない感じ。あんなにも私を必要としていた存在がいなくなったことへの空虚感。子どもが今まで帰宅していた時間になると玄関が開いて帰ってくるような錯覚に陥り、小さいときの写真を見ては、こんな頃もあったと、胸がキュンと苦しくなり涙がほろりと落ちてきます。この間までは雑然としていたのに、片付きすぎた荷物のない子ども部屋。かかってこない電話。本人曰く、連休も夏休みも帰らないと・・・えっ？そんな事があるの？普通は寂しくて、しょっちゅう親に電話をして、休みになれば親元に帰省するでしょ？・・・と、自問自答する私。そう、私の方が子離れできていないのです。でも、こんなにも簡単に子どもって親の元を離れていくのでしょうか。今まで事あるごとにぶつかって、手を焼いていた節もありますが、それだけに私の中で存在が大きかったのでしょうか。毎日何やっているの？と子どもに聞くと、新たな目標ができ、それに向かって頑張っている様子。そうか。あの子は親離れをして、巣立ちをしたのですね～。喜ぶべきことです。私の方がもっとしっかりしないと・・・と自分に言い聞かせながら、でもそれじゃあ、私の方が子どもの所に行こう～と、格安航空券をいつ予約しようかと考えています。



ご相談の方はお電話で時間をご予約下さい。  
当事務所は法律業務に加え、会計業務も本格的に行っています。お気軽にご相談ください。

樫八重総合法律事務所（法律・税理） 通信No.12 平成29年春号

宮崎市橘通り東4-1-27 小村ビル6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: [kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp](mailto:kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp)

## Kashiyae news

2017年

春号



桜咲く、それだけで嬉しい今日



季節が巡って春がやってきました。前向きな気持ちになり、何か新しいことにチャレンジしたくなります。さて、何からはじめましょうか。



## ご存知ですか？

### ■裁判員制度について ③

職業裁判官だけの判断ではなく、国民の常識に照らした考えや経験に根差した視点が反映される裁判員制度が始まって 8 年目になります。既にたくさんの裁判が行われており参加した方からは、大変良い経験になった、との声が聞かれています。いくつかの問題点も浮き彫りになっているようです。今回は裁判員制度の問題点について考えます。

#### 考えられる裁判員制度の問題点は・・

- ・ 裁判員の心の負担
- ・ 裁判員の出席率の低下
- ・ 量刑の判断
- ・ 声かけ事案



#### ・ 裁判員の心の負担

裁判員裁判は重大犯罪を扱っているために、残酷な証拠を見なければならぬことがあります。辛辣な事件の現場写真などです。裁判員の心に負担が重くのしかかることが考えられます。これを軽くするには、裁判を担当する方が証拠を厳選する、見せ方を工夫する、裁判官が裁判員とコミュニケーションを十分にとることなどが大事だと思います。また、裁判終了後のケアの充実も必要です。

#### ・ 裁判員の出席率の低下

裁判員に選任され実際に裁判所にきた人の割合は年々下がっているようです。この要因として最高裁は、審理期間の長い事件が増え、期間を事前に知らされた段階で参加できないと判断してしまう候補者がいると分析しています。このほか最高裁は、雇用情勢の変化で人手不足の職場が多く仕事が休み辛い、裁判員制度への関心が薄くなってい

る、などが要因ではないかと推測しています。また、非正規雇用の方は裁判に参加することで仕事が欠勤扱いになり、その月の賃金が大幅に減り、生活に支障が出る、ということもあるようです。

5/3の憲法記念日に寺田逸郎最高裁長官は5月に施行8年を迎える裁判員制度について、努力すべきところが残っているとの認識を示し、「公判前整理手続き（公判前に証拠や争点を絞り込む）の効率化は大きな課題。また裁判員候補者の出席率の低下については現在、原因の分析を進めており、何らかの対策をとっていかないといけない」と述べています。（毎日新聞より抜粋）

#### ・ 量刑の判断

裁判員裁判での判決が、プロの裁判官だけで審議する高裁で棄却される割合が高まっています。2016年に控訴審を終えた376人中、約13%の49人で一審が棄却されました。これは10年前と比較すると約8.4ポイント上昇しています。最高裁の司法研修所は裁判員制度スタート前年の2008年、「裁判員による判決を二審もできる限り尊重すべき」との見解を示していますが、控訴審での破棄率は、2014年から3年連続で通常裁判を上回っています。（神戸新聞NEXTより）

宮崎市でも、2013年に女性を殺害し遺体を切断したなどとして殺人や死体損壊・遺棄などの罪に問われた東電二被告の控訴審判決で、福岡高裁宮崎支部は4月27日、裁判員裁判で審理した1審宮崎地裁の無期懲役判決を破棄し、懲役25年に減刑しました。求刑の懲役25年を上回った1審判決を、「具体的、説得的根拠を示さずに無期懲役を選択した量刑判断は誤り」と指摘しました。

刑事司法に市民感覚を取り入れるための裁判員制度ですが、二審での裁判官が過去の判例や量刑を優先して判決を覆せば、裁判員が苦労して出した判決は何だったのか、ということになりかねません。せっかく始まった裁判員制度。参加した国民の気持ちが報われるよう、また判断が尊重されるように、制度の仕組みのより一層の充実が求められます。

参考・引用・・・宮崎日日新聞・NHK解説室「視点・論点」

裁判所HP